

H 1 9 ・ 5 ・ 1 事務連絡送付確定版資料

「介護・国保・後期高齢者保険料（税）の特別徴収」より抜粋（P 3 3 ~ 3 9）

# 第 3 章 国保及び後期高齢者の 特別徴収導入について （確定版より抜粋）

## 1. 特別徴収対象者の通知（年金保険者 経由機関 市町村）

年金保険者は、平成19年10月1日を基準日とし、年金受給者原簿から平成20年4月1日時点において特別徴収対象者となる者を抽出し、当該情報を平成19年12月10日までに経由機関を通じて市町村へ通知します。

### (1) 特別徴収対象者の抽出

年金保険者は、平成20年4月1日時点において65歳以上（国保においては65歳以上75歳未満）であって、平成19年10月1日時点において年金額18万円以上の年金の支払いを受けている者を抽出します。

なお、特別徴収の対象となる年金の種別及び優先順位については、第2章2（3）と同様となります。

### (2) 留意事項

市町村においては、国保又は後期高齢の特別徴収依頼を行う際に、介護保険部局より支払回数割保険料額の情報を得た上で、1/2判定をする必要があります。しかし、19年10月捕捉処理時点において、介護保険システムの改修が完了しておらず、情報が得られない場合等も考えられるため、平成19年10月捕捉に係る国保及び後期高齢の特別徴収対象者情報とともに、年金保険者において管理する介護原簿から介護保険料情報（以下「ダミーレコード」という。）を抽出し、市町村へ通知することとします。市町村においては、当該ダミーレコードを基に1/2判定を行い、特別徴収対象者を判定することができます。

介護保険の平成19年4月捕捉以降に優先順位の高い年金の新規裁定があった場合であっても、現に介護保険料を特別徴収している年金がある者については、当該年金を、国保又は後期高齢の特別徴収の対象となる年金として通知します。

### (3) 介護保険の取扱い

介護保険における平成19年10月捕捉は、通常どおり特別徴収追加候補者の通知となります。したがって、介護保険の特別徴収追加候補者の通知は、12月10日（12月25日）までに年金保険者から市町村へ通知されることとなります。

カッコ内は地共済スケジュール

## 2. 特別徴収依頼の通知（市町村 経由機関 年金保険者）

市町村は、年金保険者から通知された国保及び後期高齢の特別徴収対象者情報を基に特別徴収対象被保険者の特定及び当該被保険者に係る20年度支払回数割保険料（税）額の見込額を決定し、当該情報を平成20年1月31日までに、経由機関を通じて年金保険者へ通知します。

国保：平成19年度保険料（税）額に相当する額より算定

後期高齢：平成18年所得を基に算出した額より算定

### (1) 特別徴収対象被保険者の特定

市町村は、市町村が管理する国保又は後期高齢被保険者台帳・保険料（税）納付原簿と年金保険者から通知された特別徴収対象者情報を突合し、特別徴収対象被保険者の特定及び当該被保険者に係る20年度支払回数割保険料（税）額の見込額を決定します。

### (2) 特別徴収依頼の通知

市町村は、経由機関を通じて、国保及び後期高齢の特別徴収依頼情報を平成20年1月31日までに、経由機関を通じて年金保険者へ通知します。

### (3) 留意事項

介護保険の平成19年10月捕捉との通知時期の違いは以下のとおりとなります。

【平成19年10月捕捉に係る通知時期】 カッコ内は地共済スケジュール

保険制度	年金保険者 市町村 （対象者情報）	市町村 年金保険者 （徴収依頼情報）	年金からの 特別徴収開始月
国保及び後期高齢	12月10日まで	1月31日まで	平成20年4月
介護保険	12月10日まで （12月25日まで）	2月20日まで （2月25日まで）	平成20年4月 （同上）

平成20年4月から介護保険の特別徴収開始となる者は、通知スケジュールの違いから、国保又は後期高齢の特別徴収対象被保険者とすることはできません。ただし、平成20年2月までに年金からの特別徴収が行われている者については、国保又は後期高齢の特別徴収対象被保険者とすることができます。

なお、介護保険において平成20年4月から特別徴収開始となる者について国保又は後期高齢に係る特別徴収依頼の通知を行った場合は、年金保険者側でエラーとなり、国保又は後期高齢の平成20年4月からの特別徴収は行われません。

市町村において国保又は後期高齢の特別徴収対象被保険者として特定した者については、各種金額欄の「金額1」に4月、6月、8月の20年度支払回数割保険料（税）額の見込額を算定のうえ設定してください。最初の納期に合算する端数処理は行わないため、特別徴収額はすべて100円単位とする必要があります。

なお、「金額2」には初期値（全桁0）を設定してください。

**【各種金額欄の設定内容】**

各種金額欄	設定内容
金額1	定額の支払回数割保険料（税）額の見込額 （100円単位）
金額2	初期値を設定（全桁0）

**【注1】**

20年度支払回数割保険料（税）額の見込額は、100円未満を切り捨てて得た額となります。

平成19年10月1日の基準日以降に市町村を越える異動をした者及び老齢等年金給付の新規裁定がなされた者については、年金保険者からの特別徴収対象者の通知に含まれないため、平成20年4月からの特別徴収対象被保険者とはなりません。当該対象者については、平成20年4月1日を基準日として抽出した特別徴収対象者の通知に基づいて処理を行い、特別徴収対象被保険者と特定された者については、平成20年10月から特別徴収が行われることとなります。

**(4) 介護保険の取扱い**

介護保険における平成19年10月捕捉は、通常どおり特別徴収追加候補者の通知となります。したがって、介護保険の特別徴収追加依頼の通知は、平成20年2月20日（2月25日）までに市町村から年金保険者へ通知することとなります。

カッコ内は地共済スケジュール

### 3. 特別徴収依頼処理結果の通知（年金保険者 経由機関 市町村）

年金保険者は、市町村から経由機関を通じて通知された国保及び後期高齢の特別徴収依頼情報を基に、国保原簿・高齢者原簿をそれぞれ創成し、当該処理結果情報を平成20年3月31日までに、経由機関を通じて市町村へ通知します。

#### (1) 国保原簿・高齢者原簿の創成

年金保険者は、市町村から経由機関を通じて通知された国保及び後期高齢の特別徴収依頼情報を基に、国保原簿・高齢者原簿を創成します。

#### (2) 特別徴収依頼処理結果の通知

年金保険者は、国保及び後期高齢の特別徴収依頼処理結果情報を平成20年3月31日までに、経由機関を通じて市町村へ通知します。

#### (3) 留意事項

年金保険者は、経由機関を通じて市町村から通知された者全員に係る処理結果を通知します。なお、対象者は次のいずれかに区分されます。

(ア) 特別徴収対象被保険者として受理された者

(イ) 特別徴収非対象者として受理された者

(ウ) 特別徴収依頼の通知の該当者で、年金給付の状態が失権、差止、支払年金額不足のいずれかにある者

(エ) 特別徴収依頼の通知において突合エラーが発生した者

なお、支払年金額不足の場合については、第2章4(3)の をご参照ください。

特別徴収依頼処理結果の通知の「処理結果」欄の設定について

年金保険者は、市町村が作成した情報に対して、「処理結果」欄に次のコードを設定します。なお、「処理結果コード」が「00」以外の場合は、平成20年4月から平成20年8月までの間について特別徴収が行えないことから、特別徴収結果の通知は行われません。

市町村が特別徴収非対象者として通知した者については、年金保険者から「処理結果コード」が「00」で通知された場合についても、特別徴収は行われません。

【「処理結果」欄の設定内容】

	内容		コード
特別徴収対象被保険者 又は特別徴収非対象者 として受理された者	正常		「00」
年金給付の状態が失権、 差止、支払年金額不足の いずれかに該当する者	失権	失権	「01」
		裁定取消	
	差止	差止	「02」
	支払年金額不足	支払保留	「03」
担保設定			
その他の年金諸変更			
特別徴収依頼の通知に おいて突合エラーが発 生した者	1レコード内単項目エラー		「50」
	相関エラー		「51」
	原簿突合エラー		「52」

【注1】

介護保険の特別徴収対象被保険者でないために、国保又は後期高齢の特別徴収依頼がエラーとなる場合（第4章 2（3） 参照）のコードは「51」となります。

(4) 介護保険の取扱い

平成19年10月捕捉に係る介護の特別徴収依頼処理結果の通知については、平成20年4月10日までに、経由機関を通じて市町村へ通知されることとなります。設定内容については、国保又は後期高齢と同様となります。

#### 4. 特別徴収結果の通知（年金保険者 経由機関 市町村）、特別徴収各種異動の通知（市町村 経由機関 年金保険者）及び特別徴収各種異動処理結果の通知（年金保険者 経由機関 市町村）

国保及び後期高齢の特別徴収結果の通知、特別徴収各種異動の通知及び特別徴収各種異動処理結果の通知は、平成20年4月からは、第2章において記載したとおりです。したがって、当該通知は介護保険に係る当該通知とともに、経由機関を通じて行われることとなります。

##### (1) 留意事項

国保及び後期高齢の特別徴収各種異動の通知は平成20年4月より開始されることとなるため、平成20年4月から特別徴収を開始するための特別徴収依頼の通知以降平成20年4月までの資格喪失者等については、平成20年4月の特別徴収各種異動の通知により特別徴収中止手続きを行います。したがって、当該資格喪失者等については、平成20年4月の特別徴収は行われてしまい、平成20年6月の特別徴収で中止されることとなります。

##### (2) 介護保険の取扱い

介護保険においては、平成19年度中に行われる特別徴収結果の通知、特別徴収各種異動の通知及び特別徴収各種異動処理結果の通知については、現行と同様、年金保険者から市町村又は市町村から年金保険者へ通知されます。一方、平成20年4月以降に行われる特別徴収結果の通知、特別徴収各種異動の通知及び特別徴収各種異動処理結果の通知については、年金保険者から経由機関を通じ市町村へ又は市町村から経由機関を通じ年金保険者へ通知されることとなります。